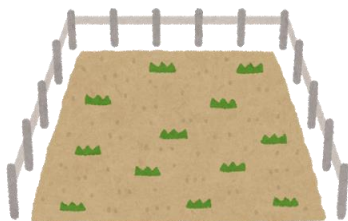


空き家等除却工事費補助金



補助金

20万円（上限）

小牧市では、安全・安心な住環境の確保を推進することを目的とし、老朽化した空き家若しくは倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家を除却する方に対し、その経費の一部を補助します。

①補助対象となる空き家



- 小牧市内に存在するもの
- 1年以上住居として使用されていないもの
- 長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上住居として使用されていないもの
- 延べ面積の2分の1以上が住居として使用されていたもの
- 個人が所有するもの
- 所有権以外の権利者が設定されていないもの

※「空き家等」とは？

次のうち、どちらか若しくは両方に該当する空き家のこと

- 老朽空き家 建築後22年を経過した木造の空き家又は建築後47年を経過した非木造の空き家
- 危険空き家 市職員が実施する現地調査（基礎、柱、外壁等の外観調査）により、不良度判定の評点の合計が100以上となる木造の空き家

②補助対象者

- 所有者等で市税を滞納していない個人。

※「所有者等」とは？

- 登記事項証明書に当該空き家の所有者として記録されている方
- 登記されていない場合は、固定資産税家屋台帳若しくは固定資産税通知書に納税義務者若しくは納税者と記載されている方
- 土地所有者（当該空き家等の所有者全員の同意を得ている場合に限る）

③補助対象となる為の条件

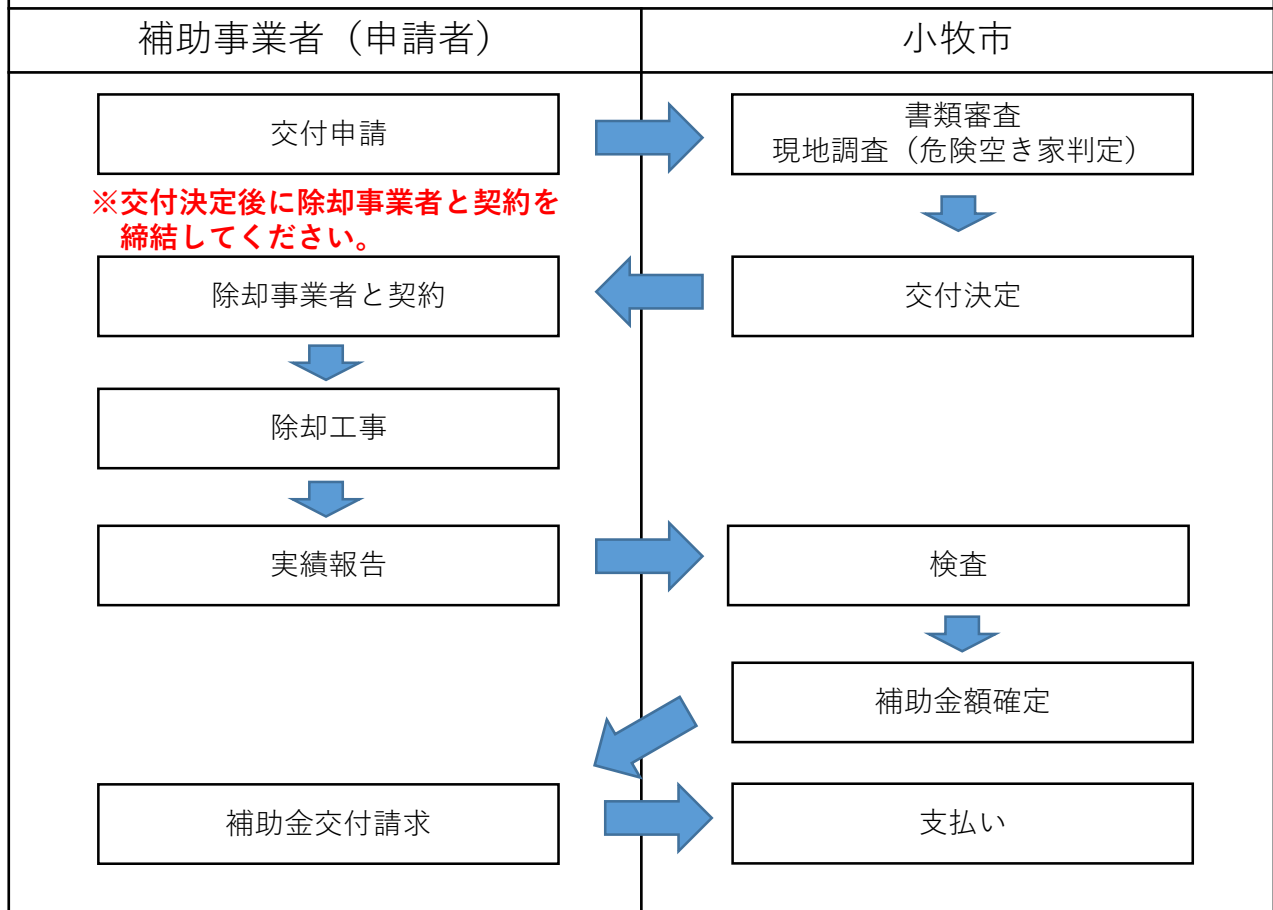
次のすべてを満たすこと

- 補助金の交付決定後に、除却事業者等と除却工事の契約をすること
- 交付申請をする年度内に、除却工事を完了し、実績報告書を提出すること
- 敷地内の使用していない車庫、物置等の附属建築物やブロック塀等も全て除却し、更地にすること
- 建設リサイクル法を遵守すること

④補助金の額

- 補助額 上限20万円（補助対象経費の2分の1 千円未満切り捨て）

手続きの流れ



⑤交付申請に必要な書類

- ❑ 小牧市空き家等除却工事費補助金交付申請書
- ❑ 空き家等の位置図（付近見取図）
- ❑ 空き家等の外観写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。）
- ❑ 危険空き家判定同意書
- ❑ 事業計画書
- ❑ 市税の納税証明書（納税に関する資料を公簿で確認することに同意される方は提出不要。）
- ❑ 登記事項証明書又は所有者等及び建築年数が確認できる書類の写し
- ❑ 除却工事見積書の写し（補助対象工事と補助対象外工事の部分を分けたもので、除却事業者等の記名及び押印のあるものに限る。）
- ❑ 空き家等の除却について、補助事業者以外のすべての共有者及び権利者の同意が確認できる書類（必要な場合に限る。）
- ❑ 補助事業者（申請者）の住民票の写し

⑥実績報告書に添付する必要な書類

- ❑ 工事請負契約書の写し又は発注書等の写し（契約日が明記されているものに限る。）
- ❑ 工事費請求書の写し及び領収書の写し
- ❑ 工事写真（着手前及び完了時の様子が確認できるものに限る。）
- ❑ 建設リサイクル法第10条第1項又は第2項の規定による届出の受領票（市の受付印が押印されたもの）の写し（延べ面積が80平方メートル以上のものに限る。）
- ❑ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）のうちA票の写し
- ❑ その他市長が必要と認める書類

小牧市ホームページ



（お問い合わせ先）

小牧市役所 都市計画課 居住推進係

TEL:0568-39-6534(直通) FAX:0568-71-1481

MAIL:toshi@city.komaki.lg.jp



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki